

山梨県公報

号外第七十五号

平成二十年

十二月二十六日

金 曜 日

目 次

規 則

- 技能労務職員の給与の特例に関する規則……………
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則を廃止する規則……………
- その他……………
- 山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第五十号

技能労務職員の給与の特例に関する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

技能労務職員の給与の特例に関する規則

- 1 平成二十一年四月一日から平成二十三年九月三十日までの間に係る技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)第三条に定める給料表の適用を受ける職員の給料の月額については、同規則第三条及び第五条の三から第五条の七まで並びに技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県規則第六号)附則第二項の規定によりその例によることとされる山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二二号)附則第十一条の規定にかかわらず、これらの規定により支給すべき額から、当該額に百分の二を乗じて得た額を減じた額を支給する。
- 2 技能労務職員の給与に関する規則の規定により支給する給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第五十一号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三総合県税事務所の項を次のように改める。

総合県税事務所	課税・管理部 総務管理課 事業税課 不動産取得税課 軽油引取税課 自動車税部 自動車税課 徴収部 徴収第一課 徴収第二課	笛吹市
---------	---	-----

別表第三計量検定所の項中、「甲府市」を「笛吹市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

山梨県規則第五十二号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第四百十三号の次に次の一号を加える。

百四十三の二 収支報告書等の写しの交付手数料

附則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

山梨県規則第五十三号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

山梨県知事 横内 正明

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則を廃止する規則
山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例施行規則（平成九年山梨県規則第八号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

その他

山梨県議会規則第二号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

山梨県議会議長 森屋 宏

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則（昭和三十一年山梨県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

「第十五章 議員の派遣

第二百一十一条（議員の派遣）

第十六章 補則

第二百二十二条（会議規則の疑義）」

「第十五章 協議又は調整を行う

第二百一十一条（協議又は調

議）を

第十六章 議員の派遣

第二百二十二条（議員の派遣

第十七章 補則

第二百二十三条（会議規則の

ための場
整を行うための場）

に改める。

疑義）

第十六章中第二百二十二条を第二百二十三条とし、同章を第十七章とする。
第十五章中第二百一十一条を第二百二十二条とし、同章を第十六章とする。
第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第二百一十一条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下この条において「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び召集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二百一十一条関係）

名称	目的	構成員	召集権者
一 各会派代表者会議	議案の審査及び議会の運営に関する協議及び調整	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長
二 議会改革検討協議会	議会改革に関する協議	議長、副議長及び各会派から選出された議員	会長
三 正副委員長会議	委員会の運営に関する協議及び調整	議長、副議長並びに議会運営委員会及び各常任委員会の委員長及び副委員長	議長

四 県議会だより編集会議	県議会広報誌の編集に関する協議	議長、副議長及び所属議員の数が四人以上である会派の代表者	議長
五 図書室委員会	図書室の運営に関する協議及び調整	議長、副議長及び議長が指名する議員	議長
六 全員協議会	議案の審査及び議会の運営に関する協議及び調整（一般選挙後最初に開かれる全員協議会を除き、議長が特に必要と認める事項に係るものに限る。）	全議員	議長（一般選挙後最初に開かれる全員協議会にあつては、議会事務局長）
七 条例案検定会	議員が提案する条例案に関する協議	議長が指名する議員	会長（会長が選任されていない場合にあつては、議長）
八 政策提言等検討会	議員が提案する政策の提言等に関する協議	議長が指名する議員	会長（会長が選任されていない場合にあつては、議長）
九 新人議員研修会	議案の審査及び議会の運営に係る手続に関する協議	一般選挙において新たに当選した議員（議員の経験者は除く。）	議長
十 各会派代表世話人会（会派の代表者が選出されてい	議会の運営に関する協議及び調整	各会派から選出された議員	構成員のうち最年長の者（一般選挙後最初に開かれる各会派代

ない場合に限り。
（ ）

表世話人会にあつては、議会事務局長）

附則
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番